

中小企業の為の経営のヒント

# 菅原会計事務所通信

2018年6月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 決算日直前に購入した備品や消耗品、

### 当期の経費になるの？



#### ◆10万円未満のもの

基本的に当期の経費となります。ただ、必要以上の買いだめは当期の経費としては認められない場合があります。

たとえば、プリンターのトナーを通常は予備をひとつしか用意していないのに、5個まとめて買っておこう、といった買いだめはできません。

#### ◆10万円以上30万円未満のもの（これを少額減価償却資産といいます）

本来は、減価償却資産として資産に計上し、耐用年数に応じて減価償却していきますが、中小企業に限っては購入時に全額を経費とすることができます。

そのための主な要件は以下の通りです。

- ・ 決算日までにその商品が納品され使用を開始していなければなりません。  
購入代金を既に払っていても、または請求書が決算日前の日付になっていても、決算日までに使用が開始されていない場合には、次期の経費となります。
- ・ 10万円以上30万円未満の少額減価償却資産の購入が複数ある場合、その合計額は300万円が限度額となります。

#### ◆30万円以上のもの

減価償却資産となります。つまり、決算日までに使用が開始されていても、当期の経費になるのは購入代金のほんの一部です。

上記に係る詳しい要件や、これって経費になるの？この場合はどう？と疑問に思ったときは、当事務所までお問い合わせください。

(上甲 記)

